

土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計 画

「農道」

基準

基準の運用

基準及び運用の解説

付録 技術書

令和6年3月



5 農振第 3061 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方農政局長 殿
国土交通省北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
北海道知事 殿

農林水産事務次官

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準について

土地改良事業の実施に当たり、農業用道路の整備に係る計画を作成する際に遵守すべき基本的事項について、別添のとおり土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準が定められたので、土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の制定について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 897 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

以上、命により通知する。



5 農振第 3071 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方農政局長 殿
国土交通省北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
北海道知事 殿

農村振興局長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用について

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3061 号農林水産事務次官依命通知）が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用について別添のとおり定めたので、土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の運用について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 898 号農村振興局長通知）は廃止する。



5 農振第 3072 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方農政局農村振興部長 殿
国土交通省北海道開発局農業水産部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

農村振興局整備部設計課長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準及び運用の解説について

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3061 号農林水産事務次官依命通知）及び土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3071 号農村振興局長通知）が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準及び運用の解説について、別添のとおり作成したので、土地改良事業の実施に当たって参考とされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の基準及び運用の解説について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 899 号農村振興局計画部資源課長通知）及び土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の基準及び運用の解説、技術書の一部改定について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 2156 号農村振興局企画部資源課長通知）は廃止する。



5 農振第 3073 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方農政局農村振興部長 殿
国土交通省北海道開発局農業水産部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

農村振興局整備部設計課長

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」技術書について

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3061 号農林水産事務次官依命通知）及び土地改良事業計画設計基準 計画「農道」基準の運用令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3071 号農村振興局長通知）が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準 計画「農道」技術書について、別添のとおり作成したので、土地改良事業の実施に当たって参考とされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」の技術書について（平成 13 年 8 月 29 日付け 13 農振第 900 号農村振興局計画部資源課長通知）及び土地改良事業計画設計基準・計画「農道」基準及び運用の解説、技術書の一部改定について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 2156 号農村振興局企画部資源課長通知）は廃止する。

目 次

1	制定の趣旨	i
2	土地改良事業計画設計基準 計画「農道」 基準、基準の運用、基準及び運用の解説	1
3	付 録 技術書	101

制 定 の 趣 旨

1 制定の趣旨

農道整備に係る計画基準は、昭和56年に『土地改良事業計画設計基準 計画「農道」』の制定に始まり、平成13年に全面改定した（その後、平成17年、平成19年に一部改定）。

前回の改定から20年以上が経過し、近年の農業経営体への農地集積による地域住民の構成変化、経営規模拡大等の営農形態の変化に伴う交通車両の大型化、生産性向上や維持管理の省力化を図るスマート農業の導入等により、農道に対する安全性や走行性が更に求められている。併せて、ライフサイクルコストの低減を図る機能保全を考慮した維持管理が重要となっている。

このため、これらの状況変化に対応するよう、農業農村の情勢変化、スマート農業等新技術や機能保全への配慮等に関する記述について検討を行い、今般、本基準を改めて制定するものである。

2 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、令和5年11月14日に食料・農業・農村政策審議会第3回農業農村振興整備部会に諮問し、同審議会農業農村振興整備部会技術小委員会に付託された。同技術小委員会で2回の審議（令和5年11月30日、令和6年2月2日）を経て、令和6年3月7日に基準（案）が適当である旨を食料・農業・農村政策審議会に報告され、同日付けで食料・農業・農村政策審議会から答申がなされた。

なお、本基準の制定に当たっては、農道に関する専門的な知識を有する学識経験者等を構成員とする「土地改良事業計画設計基準「農道」改定委員会」を設置し、基準（案）の検討を行った。また、検討に当たっては、農村振興局関係課、地方農政局等、国営事業所、土地改良技術事務所、土地改良調査管理事務所、都道府県の土地改良事業関係者等に基準（案）の査読を依頼し、さらに、パブリックコメントにより広く国民から意見・情報の募集を行った。

土地改良事業計画設計基準「農道」改定委員会の構成員は、次のとおりである（所属は令和6年3月時点）。

委員長	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
委 員	緒方 英彦	鳥取大学大学院 連合農学研究科 教授
委 員	小梁川 雅	東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科 教授
委 員	坂本 康文	鹿島道路株式会社 技術研究所 副所長
委 員	鈴木 哲也	新潟大学 教育研究院 自然科学系 農学系列 教授
委 員	森 充広	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 施設工学研究領域 領域長

3 計画基準について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性、個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、

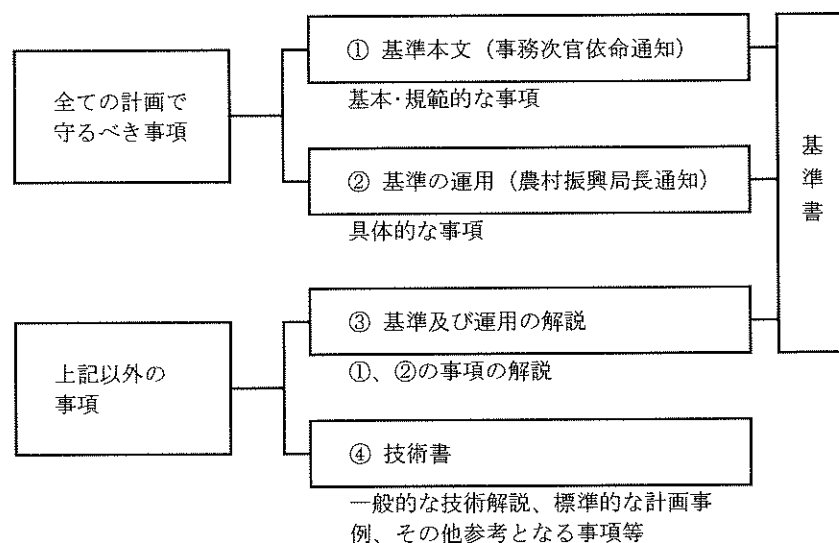
①基準本文には基本・規範的な事項

②基準の運用には基準本文の具体的な事項

をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠、背景等を明確にし、それらの適切な運用及び技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性、現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。



土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

計 画

「農道」

基準

基準の運用

基準及び運用の解説

基 準 審 目 次

基 準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
第1章 総 論	
1.1 この基準の目的	1.1 基準の運用の目的…………… 4
1.2 農道整備の目的と意義	1.2 農道整備の目的と意義…………… 6
	1. 農道の機能と分類…………… 6
	2. 基幹的農道及びほ場内農道…………… 6
1.3 事業計画作成の基本	1.3 事業計画作成の基本…………… 8
第2章 調 査	
2.1 調査の基本と手順	2.1 調査の基本と手順…………… 12
2.2 概 査	2.2 概 査…………… 12
2.3 精 査	2.3 精 査…………… 16
	1. 受益地調査…………… 16
	2. 気象・水文調査…………… 16
	3. 地形・地質・土質調査…………… 16
	4. 土地利用現況調査…………… 16
	5. 農業調査…………… 16
	6. 関連事業等調査…………… 16
	7. 人口・産業・道路調査…………… 16
	8. 交通量調査…………… 16
	9. 交通安全調査…………… 18
	10. 周辺環境調査…………… 18
	11. 関係農家等の意向調査…………… 18
第3章 計 画	
3.1 基本構想の作成	3.1 基本構想の作成…………… 20
3.2 事業計画作成の手順	3.2 事業計画作成の手順…………… 22
3.3 一般計画	3.3 一般計画…………… 24
3.3.1 一般計画の作成	3.3.1 一般計画の作成…………… 24
3.3.2 地区の設定	3.3.2 地区の設定…………… 24
3.3.3 営農・土地利用計画	3.3.3 営農・土地利用計画…………… 24
3.3.4 路線配置計画	3.3.4 路線配置計画…………… 26
3.3.5 計画交通量	3.3.5 計画交通量…………… 28
3.3.6 設計速度	3.3.6 設計速度…………… 36
3.3.7 横断面計画	3.3.7 横断面計画…………… 40
	1. 幅員構成…………… 40
	2. 横断勾配…………… 58
	3. 建築限界…………… 58

3.3.8 線形計画	3.3.8 線形計画	60
	1. 基本的な考え方	60
	2. 線形の構成要素	64
	3. 交 差	66
	4. 路面高	68
3.4 主要工事計画	3.4 主要工事計画	70
3.4.1 主要工事計画の作成	3.4.1 主要工事計画の作成	70
3.4.2 農道の構造	3.4.2 農道の構造	70
	1. 路 体	70
	2. 路 床	70
	3. 舗 装	70
	4. 法面の安定と法面保護工	76
	5. 排水工	78
3.4.3 主要構造物	3.4.3 主要構造物	80
	1. 橋 梁	80
	2. トンネル	82
	3. 踏 切	82
3.4.4 附帯構造物	3.4.4 附帯構造物	84
	1. 暗渠（カルバート）	84
	2. 緑地帯	86
	3. 防雪施設等	86
	4. 交通安全施設	88
	5. 交通管理施設	88
3.5 事業計画の評価	3.5 事業計画の評価	90
3.6 維持管理	3.6 維持管理	94
	1. 管理の基本	94
	2. 管理の内容	94
	3. 保全管理	96

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
第1章 総 論 1.1 この基準の目的 この基準は、土地改良法（昭和24 年法律第 195 号）に基づく農業用道路（以下「農道」という。）の整備に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たり、必要となる調査計画手法の基本的事項を定め、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。	第1章 総 論 1.1 基準の運用の目的 農道整備に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）は、土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（以下「基準」という。）とこの基準の運用により作成するものとする。 この基準の運用は、調査・計画作業の手順、事業計画作成の考え方及び適用すべき技術的基礎諸元の基本的事項を定めたものであり、この基準の運用の適用に当たっては、自然的・社会経済的諸条件の異なる個々の事業計画を画一的に拘束するものではなく、地域の実情や技術の進展等に応じて創造的に対処することが必要である。 また、基準と関連するその他の土地改良事業計画設計基準については、相互に組み合わせて適用するものとする。 なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づいて建設される農道は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けないが、その機能や路線配置によっては、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に準拠する。

基準及び運用の解説

土地改良事業計画設計基準・計画「農道」（以下「基準」という。）1.1 では、基準の内容及び目的を規定し、基準の運用（以下「運用」という。）1.1 では、運用の目的を明らかにしている。

1 基準及び運用の適用

基準及び運用は、土地改良事業の内容に事業間の齟齬や精粗の差をきたすことなく、一貫した考え方の下で効率的に計画作成を行い、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資するとともに、土地改良法の目的及び原則が達成されるよう農道整備に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たって必要となる調査計画手法の基本的事項とその運用を定めたものである。

なお、基準及び運用で定めていない事項については、この基準及び運用の解説、別途作成している土地改良事業計画設計基準・計画「農道」技術書（以下「技術書」という。）、関連する技術文献等を参照して、計画担当者が的確な判断を個別に行っていく必要がある。

2 基準に関連する土地改良事業計画設計基準等

基準に関連する土地改良事業計画設計基準等は、以下のとおりである。

- ① 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準書・技術書（令和6年〇月〇日制定）
- ② 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑）」（平成19年4月16日制定）
- ③ 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(水田)」基準書・技術書（平成25年4月19日制定）
- ④ 土地改良事業計画設計基準・計画「農地開発(開畑）」（昭和52年1月18日制定）
- ⑤ 土地改良事業計画指針・農村環境整備（平成9年2月28日作成）
- ⑥ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第1編～第3編）（平成14年2月～平成16年5月）（農林水産省農村振興局）
- ⑦ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（平成27年5月）（農林水産省農村振興局）
- ⑧ 農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成18年8月18日）（農林水産省農村振興局）
- ⑨ 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（平成30年5月）（農林水産省農村振興局）
- ⑩ 自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和5年3月）（農林水産省農村振興局）
- ⑪ インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）（農林水産省農村振興局）
- ⑫ 農道保全対策の手引き（令和3年4月）（農林水産省農村振興局）

3 道路構造令の取扱い

道路構造令の取扱いについては、技術書「3 道路構造令の適用」を参考とする。

【関連技術書等】

技術書「1 農道整備事業の変遷、2 関連する土地改良事業計画設計基準等、3 道路構造令の適用」

土地改良事業計画設計基準

計 画

「農道」

技 術 書

技 術 書 目 次

はじめに	101
1 農道整備事業の変遷	102
2 関連する土地改良事業計画設計基準等	104
3 道路構造令の適用	106
4 農道整備の目標設定	109
5 農道の分類	111
6 周辺環境との調和に配慮した農道整備	113
7 受益地調査	116
8 気象・水文調査	117
9 地形・地質・土質調査	118
10 土地利用現況調査	120
11 農業調査	122
12 関連事業等調査	124
13 人口・産業・道路調査	125
14 交通量調査	127
15 交通安全調査	132
16 周辺環境調査	133
17 関係農家等の意向調査	142
18 路線配置計画	143
19 計画農業交通量	145
20 線形計画	149
21 横断面計画	151
22 農道の維持管理	158
23 景観に配慮した農道計画の考え方	160
24 景観に配慮した農道整備計画事例	170

は じ め に

この技術書は、農道の整備に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たり、「基準書」で一律に定められない事項、地域の特性や個別の地形、地質条件、現場条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な事例及びその他参考となる事項等の具体的な内容について解説する。

1 農道整備事業の変遷

(基準書 第1章 1.1の1 関連)

我が国の農道の生い立ちは、農業の歴史とともにある。日本の農業は、古代期の律令時代における小平野の開発、荘園形成による谷間、山麓の開発等小規模な水田開発を経て、戦国期以降、土木技術の発達と強大な権力機構の成立により大規模な水田開発が行われ、江戸期享保の頃までの間に日本の農業集落の大半が形成された。

近代に入り、明治32(1899)年に制定された「耕地整理法」において、初めて法制上の農道が誕生した。その後、昭和24(1949)年に制定された土地改良法は、耕地整理法に規定された諸種の旧制度を農地改革後の新体制に切り替える画期的制度であり、それまで進められてきた種々の事業は全て個別に区分された。その結果、それまでの耕地整理の一環としてのみ行われてきた農道事業が団体営土地改良事業の一部として単独で実施できるようになった。

農道の果たすべき役割は、戦後、特に昭和30年代以降大きく変化した。昭和36(1961)年に制定された農業基本法は、所得格差の拡大や兼業化の進展等の社会情勢を背景として、農業生産の選択的拡大と労働生産性の向上による自立農家の育成を目指すものであった。これにより、農村の機械化が叫ばれ、そのための区画整理や農道の整備等の農地条件の整備が不可欠な要件となった。

さらに、昭和40年代には労働生産性の向上と併せて農産物の流通条件の整備が強く要請されるようになった。すなわち、この時代に入ると、農道は従来の耕作道や集落とほ場を結ぶ連絡道的なもののみならず、流通路としての機能を併せ持つ広域的なものが要請されるようになってきた。

昭和40(1965)年に、いわゆる農免農道(農林漁業用揮発油税財源見替農道整備事業)が創設され、さらに昭和45(1970)年に広域的な営農団地育成を図るため、広域農道(広域営農団地農道整備事業)が制度化された。

このほか、昭和46(1971)年から従来団体営事業に限定されていた一般農道整備事業が都道府県営事業としても行えるようになるとともに、昭和47(1972)年から樹園地を主体とした農用地において、農道網の一体的整備を行うための樹園地農道網整備事業及び農業の近代化や農産物流通の合理化を図るための基幹農道舗装事業が制度化された。

その後、昭和52(1977)年に農道整備事業の整理統合が行われ、4事業(広域農道、一般農道、団体営農道、農免農道)に再編された。これによって、今日の農道整備事業の骨格がほぼできあがり、農道事業の飛躍的な発展へとつながることとなった。平成元(1989)年には用地・駐車場の整備、平成3(1991)年に「うるおい施設」の整備を追加するとともに、平成7(1995)年にはライフライン収容施設の整備を追加、平成9(1997)年には、農道と一体的に整備する生態系の保全、調和を目的とした生態系保全施設整備を追加、中山間活性型ふれあい支援農道整備事業の創設、平成10(1998)年には、団体営農道を基盤整備促進事業に組み込むとともに、既設農道の適正な機能保全を図るため、防災安全等の危機管理対策事業や、路面の改良等の農道機能強化対策事業を実施する農道環境整備事業を創設、平成11(1999)年には農産物等の物流の効率化を図るため、既設の広域農道と連絡し、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道の整備を追加する等、各種事業施設制度の創設・拡充が順次図られている。

また、平成13(2001)年に土地改良法が一部改正され「環境との調和への配慮」が土地改良事業実施の際に求められることや、農村の都市化、混住化等に対応し、地域や目的に応じた農道の設計

が求められている。

近年では農業農村整備事業に対して、生産コスト削減のための農地の大区画化、高収益作物を中心とした営農体系への転換、スマート農業の実装等を推進する、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」が必要となっているほか、「多様な人が住み続けられる農村の振興」や自然災害の頻発化・激甚化が進む中でインフラの強靱性や持続性を強化する「農業・農村の強靱化」が求められている。農道整備事業に関しては、これらの社会的なニーズを反映して、強靱化・高度化を図る農村地域防災減災事業や農村整備事業、地域農業をきめ細やかに支える中山間地域農業農村総合整備、農山漁村地域整備交付金、農山漁村振興交付金等の事業が実施されている。

このような変遷を経過して、農道整備事業が農村地域社会に対し果たすべき役割はますます大きくなっており、農業農村整備事業の一環として農業の成長産業化や持続的な農村の振興を支えるため、より一層の役割が期待されている。